

は兩者同じやうな事を掌つてゐたらしい。周禮春官大宗伯の部に占人筮人男巫女巫大史小史等が類似の官職として一團のもとに擧げられてゐるのでも分る。

要するに易は魏なりといふ小學答門の説は行詰つた私の易の書名の解釋に一道の光明を與へ豊富な想像の世界を恵んで呉れる。小學答門の説は勿論嚴正な吟味を加へらるべきものであるが將來かゝる解釋の方面に研究の歩を進めて行つたなら案外大きな收穫が得られるかも知れない。そして易の歴史の起源をより合理的に説明し得べき幾多の材料を發掘するかも知れない。今は只その報告をするに止めて置く。

## 我國の律令に及ぼしたる支那文化の影響

目次 (概略) 市川 本太郎

### 序論

第一章 研究方法に就いて

第二章 律令の意義と日支兩律令の關係

第三章 參考資料に就いて

### 本論

第一篇 道徳 (日本律令中の道徳に及ぼしたる支那文化の影響)

第一章 對己的道徳

第二章 家族的道德

第三章 社會的道德

第四章 國家的道德

第五章 結論

第二篇 政治 (日本律令中の政治に及ぼしたる支那文化の影響)

第一章 行政組織

第二章 戶籍

第三章	田制	第二章	國學
第四章	税法	第三章	陰陽寮
第五章	軍政	第四章	雅樂寮
第六章	警察	第五章	典藥寮
第七章	裁判	第六章	貢舉
第八章	刑罰	第七章	結論
第九章	結論	結	論
第三篇	教育 <small>(日本律令中の教育に及ぼしたる支那文化の影響)</small>	參	考書目
第一章	大學寮	跋	

◎本論文の組織は以上の目次の如くであるが全文の掲載は不可能の爲、左に、第一篇道德に及ぼしたる支那文化の影響の第五章結論の一章を多少訂正して掲載することとした、本文に先だつて豫め御断りしておく。

我が國の律令に於て稍、道德的體系を示してゐる文は次の條文である。

凡國守毎年一巡行屬郡、觀風俗、問百年、錄囚徒、理寬枉、詳察刑政得失、知百姓所患苦、敦諭五教、勸務農功、部內有好學篤道孝悌忠信、清白異行、發聞於鄉閭者、舉而進之、有不孝悌悖禮、亂常不率法者、糺而繩之。(戶令)

此の條文は道德、政治、教育の三方面を混一的に述べたものと云ふべきである。國守は各、其の國を治む爲政者であつて、親しく國民に接し、政治を行ふと同時に、人民を諭して道德教育を行ふのである。此の條文中最も道德上注意すべきは諭五教と云ふ語である。五教とは一の道德體系を示す大切な語であつて、儒教道德に於ける體系の重要な一標準である。この五教の道德體系を國家統治の標準として、

國守が諭すことに依つて我が國民道德に新らしき道德體系を興へたに相違ない。其の影響は極めて偉大なるものがあつた事と思はれる。之より以下五教に就いて暫く述べることとする。

### 一、五教の起源

五教の文獻に表はれたのは非常に古く、支那最古の書と稱せられる尙書の舜典に見えてゐる。曰く  
帝曰、契、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教在寬、

と。即ち當時百姓相親愛せず、五品多く遜順ならず、舜帝大いに憂へて契を司徒となし五教を敷かした。之が五教の表はれた最初である。五教の内容は其の以前から存在してゐたと思ふが、當時契が如何なる内容を教へたのであるか、何等の説明なき爲に明確に之を知る事は出來ない。又五品の内容も如何なるものであるか不明である。故に後世之等の説明に二様の見解が生ずるに至つた。即ち孔安國傳には次の如く五品五教を説明してゐる。

五品謂五常遜順也。

布五常之教、務在寬、所以得人心、亦美其前功。

五品を五常と解し五教を五常の教と説明してゐるが五常及び五常の教とは何であるか。舜典の「慎徽五典、五典克從」の文に於て孔傳は五常の教を次の如く説明して曰く

五典五常之教、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝。

と、唐の孔穎達之を祖述して曰く

品謂品秩、一家之内尊卑之君、即父母兄弟子是也、教之義慈友恭孝、此事可常行、乃爲五常耳。(尙書

と、之によつて五常五品の内容が明かとなり、隨て五常之教も、五教も闡明されたのである。即ち五品は父母兄弟子の五者を云ひ、五教は義慈友恭孝の五である。此の説明は孔安國の創説ではなく、春秋左氏傳の文公十八年の文に基いてゐる事は孔穎達も云ふてゐる如くである、左氏傳に曰く

舉八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟共、子孝。

と、之等は父母兄弟子の家族に關する教として五教を解したものであつて、所謂家族道德の體系を示したものと解することが出来る。然るに尙書の注として廣く用ひられてゐる宋の蔡沈の書經集傳の説明は、左傳の説とは相違してゐる。曰く

五品、父子、君臣、夫婦、長幼、朋友之名位等級也、遜順也、司徒掌教之官、敷布也、五教父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、以五者當然之理、而爲教令也。(書經集傳 舜典注)

と。この解釋は又孟子勝文公上の語に基いた事は明かである。曰く

人之有道也、飽食暖衣、逸居而無教、則近於禽獸、聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有叙、朋友有信。(孟子滕文公上)

と。孟子に於ては五品を以て父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の五倫と解し、その五品の間に存する親義別叙信を以て五教となした。茲に於て左傳と孟子とは異つた説明となり隨て内容に於て、其の範圍に非常なる相違を來した、即ち前者は父母兄弟子と云ふが如き全く家族的血族的關係にある者を以て五品及び五教と解したるに對し、後者は家族關係に於ては夫婦關係を入れ更に君臣關係の國家的道德を入れ又朋友

の社會的關係を入れ其の範圍は非常に擴大されてゐる。更に五品の一たる兄弟は孟子に於ては、長幼となり、家族内の兄弟間の長幼のみならず、一層概念を擴大して一般社會に於ける長幼をも意味するに至つた。左傳の兄弟は極めて狭き意味に用ひられ從兄弟や從父兄弟、從祖兄弟をも含まざる、昆弟即ち同胞の兄弟の意味に用ひたのである。要するに五教の解釋は左傳說と孟子說とに二大別することが出来る。以下左傳と孟子との解釋を詳述し、最後に律令との關係に及びたいと思ふ。

## 二、左傳の五教

左氏傳に見えたる五教は前に引いた様に大史克の言に依るのである。曰く

舜臣堯舉八愷使主后土、以揆百事莫不時序也、地平天成、舉八元使布五教于四方、父義、母慈、兄友弟共、子孝、內平外盛(左傳文公十八年)

と、此の五教の内容には如何なる意味があるか。

一、父義。父たる者の本務として義を擧げてゐる。義とは釋名に

義宜也、裁判事物、使各宜也、

とある。父は一家の家長である。家長たる父は一家一族を率ゐて其の模範となり、家族の各員に其の宜しきを得しめる事を説くものである。禮記表記の「道者義」の註に

義也謂斷以事宜也、

とあつて義の意味は宜であること諸經殆んど一致する。義者宜也、(中庸) 義之言宜也、(毛詩鄭箋)、義名事之宜也、(鹽鐵論) 等は皆此の例である。尙、義には理の意味がある。

義理也。(荀子大略)

之に依れば家長たる父は一家をよく統べおさめて、家庭の秩序を維持する所の責任を有するものとなる。又義には利の意味がある。

義利也。(墨子經上)

利物爲義。(孝經地之義注)

即ち父たる者は家族を扶養する爲に經濟上の利益を得る義務が存在するのである。以上の如く義には種類の意があるが皆父の義務に關係するものである。一家は一國の如くで、家長は一國に於ける君主の如きものである。故に父母を嚴君と云ひ父を嚴父と云ふ、易の家人傳に

家人有嚴君、父母之謂也。

とある如く嚴であることが家長の家長たる所以である。故に家長たる父は威嚴を以て家族各員を扶養し其の宜しきを得させ、同時に各自の向ふべき職能を盡さしめ、以て一家の秩序を維持する義務があるものである。この義務を果す方法としては、家長は先づ自己を義ならしめ、善き模範であると同時に家族を教訓する教育者でなければならぬ。故に竹添博士は左氏會箋に次の如く註して曰く

父母於子並爲慈、但父主教訓……教訓愛而加者、故以義爲稱、義者宜也、教之義方、使得其宜。

とあるが實に我か意を得たる説明であつて、父たる教の道德的本務をよく説明したものと云ふべきである。

二、母慈。慈は母としての本務である。易に於ては坤卦を以て母として「坤爲地爲母」と説卦傳に述べである。地は萬物を生ずる所以のもの、移して母の徳とすることが出来る。然らば慈とは如何なる意

か、周禮大司徒の職の一日慈幼の注に

慈幼謂愛幼少也。(十三經注疏周禮大司徒之職注)

とある。慈を愛と解く事は一般の通則であつてその例を擧ぐれば

慈愛也。(說文解字)

上愛下曰慈。(左氏傳昭公廿八年慈和徧服曰順服注)

慈謂愛之深也。(左氏傳莊公廿七年夫禮樂慈愛之疏)

慈者愛出於心、恩被於物也。(左氏傳文公十八年宜慈惠和之疏)

慈者篤愛之名。(禮記曲禮上稱其慈也疏)

等あるが全く一致してゐる。母は子供を養育することが最大の義務である。其の養育の方法として、慈愛を以て之を育むこと、之れ母たるもの、任務である。更に慈には字の意味がある。釋名釋言語に慈字也とある。字には滋の意味もあつて、増加する意味もあり、又生する意味もある。即ち萬物の發生繁殖を意味してゐる。母たる者は子供を生み慈愛を以て養育することこそ、實に造次も忘れてならぬ本務であつて、眞に母の愛こそは凡ての愛の中で最も純眞の愛である。故に竹添博士は慈を説明して曰く

母主撫養、撫養在恩愛、故以慈爲名。(左氏舍箋)

と、

三、兄友。兄は長であり弟は幼である。故に兄は弟より多くの經驗を積んでゐる爲に弟妹に臨むに經驗を以てする。この故に兄の本務を友とするのである。友の義は説文に

从二手相交

とあつて二手を以て相支へ互に相助くるの意味である事は明かである。又

善兄弟爲友。(爾雅) 儀禮士冠禮 論語爲政友于 釋訓 孝友時格注 兄弟之皇疏

善兄弟曰友。(詩皇矣、同 心則友之傳)

とあつて兄弟共に親密にし相助け合ふことが即ち友である。而して助くる場合は強者が弱者を助けるが順序である。強者たる兄は弱者たるべき弟を助くべきである。故に兄の本務として友を擧げたものと思はれる。賈誼の道術に

兄敬愛弟謂友。

とありて兄が弟に對する本務を友としてゐるのである。

四、弟共。共は恭であつて弟妹の本務である。弟は第也であつて相次第して生れる意で後生を弟とする。恭は敬との對文に於ては外貌の敬を云ふ。

肅恭也。(廣雅 釋言) 貌曰恭。(春秋繁露 五行五事)

之等は外貌の嚴肅なるを云ふたのであるが更に

恭散也。(爾雅 釋話) 恭者散也。(五春秋繁露 露行五事)

謙接謂之恭。(論語季氏 篤皇疏)

とありて恭には敬謙の意がある。弟たる者は兄に對しては容貌態度を敬しみ常に謙讓でなければならぬ。又周書諡法には



敬訓事上曰恭

とあるが之は最もよく弟たる者の恭を示してゐると思はれる。自己より上なる兄に對して敬ひ順ふことを弟の本務とすべきである。竹添博士は兄と弟とを併せ述べて曰く、

弟之於兄、亦宜爲友、但兄弟相於乃有長幼尊卑、故分出其弟、使之爲恭、言敬其兄、而友愛其弟也。

と又孟子には

孩提之童無不知愛其親也、及其長無不知敬其兄也(孟子盡心上)

とありて、親を愛し兄を敬するは先天的の本性としてゐる。又弟は悌の字を以て孝と對文として孝悌と用ふ。悌の字を用ふるも亦恭順の意である。兄弟は其の父母を同じくし同根の枝葉であつて境遇を同じくし生活を同じくする、然れ共長ずるに及び動もすれば、恭敬を失して疏薄に流れる。故に弟妹たる者は恭敬の心を以て兄姉に事へねばならぬ事を意味したものである。

五、子孝。孝は古來多くの説明があつて一々擧ぐることは出来ない。孝は儒教倫理に於ける最も重要な徳目であつて、同時に支那道德の最高なるものである。上は天子より下は庶民に至る迄一に以つて百行之本として尊ばれたのである。説文に

孝善事父母者、从老省、从子、子承老也、

とあるは孝の字を形より説明し、子が老親を負ふた形としてゐる。

善父母曰孝。(周禮大司樂論語爲之職孝友注(政皇疎))

善父母爲孝。(詩六月張(周禮大司寇(爾雅)仲孝友傳)上德糾孝注(釋訓))

善事父母曰孝。(論語學  
而皇疏)

之等は皆善く父母に事へるを孝と爲すのである。子は亦親を養ふ義務がある故に孝には養ふ意がある。

孝者蓄也。(禮記  
祭統)

孝好也、愛父母、如所說好也、孝經說曰孝畜也畜養也。(釋名釋  
語言)

とある。親を養ふは子の義務であるが唯身體を養ふのみでは犬馬と同様である。孟子の云へるが如く、敬して志を養はざれば眞の奉養とは云へない。故に禮記内則に

曾子曰孝子之養老也、樂其心不違其志、樂其耳目、安其寢處、以其飲食忠養之、

とある如く奉養は肉體精神兩者が完全に行はれなければならぬ。以上は平時に於ける孝養であるが一旦父母が病に犯された時には焦心苦慮して速かに全快する事を欲すべきである。禮記曲禮に子の親の病に侍する道を説いて

父母有疾、冠者不櫛、行不翔、言不情、琴瑟不御、食肉不至變味、飲酒不至變貌、笑不至矧、怒不至詈、

と云ふてあるが、父母の病を以て己の病の如く憂懼するのである。更に親の死後は主として親の志を繼ぐ事と祭る事とは大切なる孝の内容である。

夫孝善繼人之志、善述人之事也。(中  
庸)

凡吉祭饗戶曰孝子。(儀禮士虞禮  
哀子之注)

其他孝の内容は種々あるが省略する。

以上が左傳の五教の説明であるが全く家族道德である。家は最初に生ずる自然的の社會である事は易の序卦傳に

有天地、然後有萬物、有萬物、然後有男女、有男女、然後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子然後有君臣。

と述べてゐる通りであつて、家族的關係が君臣關係に先立つ事は支那の社會に於ては然りである。家族が社會成立の根源である事は何れの家族にあつても同様であつて、隨て家族道德か最初に生ずる事は當然である。この左傳の五教の道德も支那の家族制度に立脚し、當時の家族生活に必要な道德を述べたものと見るべきであつて、之か當時の道德の中心をなしたものであると思はれる。

### 三、孟子の五教

孟子の五教は前掲の如く、父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の五倫を以て五品となし其の間に行はるゝ信義別序信を以て五教となしたのである。趙岐は五教に對して

司徒主人教以人事、父子、君君、臣臣、夫夫、婦婦、兄兄、弟弟、朋友貴信、是爲契之教也。(孟子)

趙岐注

と注し又孫奭は之に疏して曰く、

舜又使契爲司徒官、教以人倫、使天下之人、知父子有親、親慈孝、君臣有尊卑之義、夫婦有交別、長幼等叙、朋友有忠信。

として五教を以て五倫の道としてゐる。朱子は孟子集注に

契亦舜臣名也、司徒官名也、人之有道、言其皆秉舜之性也、然無教則亦放逸怠惰而失之、故聖人設官而教以人倫、亦因固有者、而道之耳、書曰天敘有典、勅我五典、五惇哉、此之謂也。

と述べて五倫に觸れてゐないが五倫を意味するものであらう。四書大全には朱子の説を疏して曰く

新安陳氏曰、典者人道之常、所以序本有此典也、勅正也、我謂君也、五典即父子至朋友、五者是也、勅厚也、勅正自我即天叙之本然者、而品節之、然後有有典、別而爲五典、而五者皆惇厚也、惇典言厚人倫。と、五典を五倫となして朱子の説を明かにしてゐる。

一、父子有親。父子の間には骨肉の親愛がある。父子はその體を異にするが、子は遺體であつて父子は同體である。故に其の間に親愛の情あるは云ふ迄もない。説文に親至也とあるを段玉裁は之を注し

情意懇到日至、父母者情之最至者也。

と述べてゐるが其の意は明かである。太古未開の時に於ては母あるを知つて父あるを知らない事は莊子盜跖篇に「神農之世知其母、不知其父」とあるにても知らるゝのである。従つて子供を保育する任務は母にある。次第に世が進むに従ひ夫婦の道が正しくなり、父子の關係が確然たるに至つて父も亦保育に與り同時に父は家長として之を統率し父子間に於ても同様に感恩親愛の念が生ずるに至る。故に父子有親と説いて父子と云ふた所に大なる意氣が存する事と思ふ。而して父は母をも兼ね親を代表するものである。孟子五教を説くに父子の關係を第一に置くのは、父子は天合にして分るゝ事のないものである、事を表はしたものであつて、即ち門内治恩拵義、門外治拵義恩の思想に基くものである。

二、君臣有義。君臣の間に生ずる本務は義である。禮記に

國有患、君死社稷、謂之義。(禮記 禮運)

とあるは君の義を説明したものである。楊子法言注に

義者臣子死節乎君親之難也。

とあるは臣下としての義である。又孟子に

君之視臣、如手足、臣則視君如腹心、君之視臣如犬馬則、臣視君如國人、君之視臣如土芥、臣之視君

如寇讎。(孟子 離婁上)

とある。之に依れば君の臣下を取扱ふ態度如何によつて臣はその態度を決定するのであつて、義合へば則ち従ひ、合はざれば之を去るの意が見えて居る。是れ餘りに君の義か重くして、臣の義が軽く、餘りに自由を與へ過ぎたるかの感がある。然し之は臣を教へた語ではなく、君主に對して説いた語であるが故にかく云ふたものと思はれる。この點は我國に於ける君臣關係の義とは非常に相違する所である。父子は先天的天合にして君臣は後天的義合であるとする支那傳統の思想に基くものであつて、特に孟子は父子有親を第一に置き君臣有義を第二に置いた所以である。君臣の關係は人合にして合意の契約であつて委贄奠贄を以て君臣となる。この君臣の關係を結びつけるが義であつて、俸祿を受けるが爲でなく、自己の理想抱負を實行するのが臣たる者の目的である。故に禮記に

爲人臣之禮不顯諫、三諫而不聽則逃亡、子之事親也三諫而不聽則號泣而隨之。(禮記 曲禮下)

とあるが如く親に對しては號泣して隨ふも君に對し三諫して聽かれざれば之を去るのである。即ち義は固く守る意味であると同時に、義は合離の原則である。

三、夫婦有別。左傳の五教には親子の關係はあるが、夫婦の關係を述べて無いのに對し、孟子は夫婦の關係を有別と云ふてその本務を説いてゐる。夫婦の有別は即ち男女の有別である。この有別の意義は二様に見られる。一は男女無別に對するもので、他は男女掌る所の別である。男女の無別は前述の如く原始時代に於ける亂婚の狀態を云へるものである。次第に世が進むに従ひ、婚姻の形式が整ひ亂婚を禁じて、其の區別を立てたのが男女の有別であつて、之が夫婦有別の本義である。後世は夫婦の關係が明確となり第一義の有別は不必要となり、こゝに夫婦の間に職能を分け互に相敬することを道としたから第二の意義を生じたものである。禮記内則に

男子居外、女子居内……男不入、女不出、男不言内、女不言外。  
とあるは男女有別の第二の意義を明かにしたものである。

四、長幼有叙(序)。叙は又序に作る。序は次第で即ち年齒の次第を云ふ。長幼は兄弟を中心とし更に之を擴張して一般の人におし及ぼし廣い意味に用ひらるゝ様になつた。然し長幼は兄弟を第一義とするものであつて、兄弟の順序が亂れず、兄は兄として上にあり、弟は弟として之に次ぐ事を意味するものである。この兄弟に長幼の順序を立てる事は支那に於ては、特に嚴格であつて、實に東洋道德の特色である。之が家督相續の順序を定めるものであつて、若しこの順序を變更した時に多くの問題が生ずるのである。更に廣義に於ては兄弟間に於てのみならず一般社會に於ても長幼の序を立て、長者を尊敬するは支那古來の美風である。故に禮記王制に

年長以倍則父事之、十年以長則兄事之、五年以長則肩隨之。

父之齒隨行、兄之齒雁行、朋友不相踰。

とある。之を見ても一般社會に於て長幼の序が守られてゐた事を知るのである。

五、朋友有信。朋友は對等の關係である。道と同じくする者を朋といひ、志と同じくする者を友と云ふのは古來の説明である。其の朋友の間に存する本務が信である。説文に「信誠也从人言」とある。信は誠である。段玉裁の説明の如く人間の言は誠でないものはなく、誠でないものは人言ではない。論語には

與朋友交、言而有信、雖曰未學、吾謂之學矣。(論語學而)

とある様に言語が信である事は中心の眞實を表はすものである。其他論語には信と云ひ、忠信といひて、其の意を表はした所が非常に多いが信が誠である事は相違ない。左傳に於ける五教は友の事には何等の敘述が無いのに對し、孟子は純然たる社會道德の朋友關係を特に揭示したのである。

以上は孟子の五教を説明したのであるが其の中には家庭道德のみならず、長幼朋友の社會道德、君臣關係の國家道德をも含み廣汎なる道德體系をなしてゐる。

#### 四、左傳孟子兩五教說の關係、

左傳に見えたる太史克の述ぶる五教と、孟子の説く所の五教とは範圍に於て異なる事は前述の通り明かな事である。尙書康誥に

子弗祗服厥父事、大傷厥考心、於父不能字厥子、乃疾厥子、子弟弗念夫顯、乃弗克恭厥兄、兄亦不念鞠子哀、大不友於弟。

とあるを見れば父は字、子は服、兄は友、弟は恭なるべき事を知る。服は父母に服従する事であつて孝で

ある。字は慈であり、又父は親を代表する故に母を含む。かく見ればこの文には父母の道が説かれてゐて左傳の五教と全く一致するのである。之によつて見れば、契の説いた所の五教も、矢張り其の内容は家庭道德としての義慈友恭孝の親子間の教であつたと見るが妥當と思はれる。孔子は齊の景公の問に對して次の如く對へてゐる。

君君、臣臣、父父、子子。

この語は古來異説の存する文であつて條件的にも亦無條件的にも讀み得るが孔子の意は無條件的であると思はれる、即ち君臣父子の道德を主張したのである。孔子には夫婦の關係を述べた所は極めて少いが孝悌の道に就いては非常に多い。朋友の關係も亦孔子の説く所であつて論語中には諸所に散見する。かく見れば孔子の思想中には、左傳にて説く五教の概念の含まれてゐた事は勿論、更に君臣朋友等の家族以外の道德思想も含まれてゐた事は明かである。管子は又六親として父子、兄弟、夫婦の道を次の如く説いてゐる。

君中正無私、臣忠信不黨、父慈惠以教、子孝、弟以肅、兄寬裕以誨弟比順以敬、夫敦悞以固、妻勤勉以貞。(管子五  
肺篇)

と。家庭道德に一步を進めて君臣道德を説いてゐる。更に中庸には

天下之達道五、所以行之者三、曰君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友也、五者天下之達道者、とある。更に朋友を増加してゐるが道德の目を示してゐない。朱子は

達道者、天下古今所共由之路、即書所謂五典、孟子所謂父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、是



也(中庸章句)

と注し孟子の五教を配當せしめてゐるが妥當なる解釋と云ふべきである。かく見れば中庸の思想は孟子の思想と全く等しきものと見る事が出来る。之れ子思、孟子は孔子の思想に基いて契の五教を擴大せしめて新しい解釋をしたものと思はれる。契の時代に於ては國家統治の根本は家庭であつて、家庭よく治まれば國家は平和であり、人民は上に天子あるを知らざる状態であつた。故に家庭道德が完全に行はれば自然と國家は治まり天下は泰平となる。故に契は家庭道德としての五教を教へたものと思はれる。夏殷周を経て春秋戰國の時代となれば社會は益々複雑となり國家觀念は強くなり、そこに君臣關係の重要性を認め、又社會的には親しきものとして朋友の信、一般の人に對し長幼序あるの道德の必要を認め、かくして道德の範圍は擴大したものと思はれる。禮記禮運篇には十義を説いて曰く、

父慈、子孝、兄良、弟弟、夫義、婦聽、長惠、幼順、君仁、臣忠、十者謂之人義。

と。この範圍は孟子の五倫に止まつてゐるがその内容は遙かに綿密となつてゐる。又禮記には七教として、

父子、兄弟、夫婦、朋臣、長幼、朋友、賓客。

を擧げて更に賓客を増加してゐる。かくの如く社會の複雑となるに従ひ道德の範圍も次第に擴大し、其の教も増加して行くのは道德發展の自然的過程である。左傳の五教と孟子の五教との相違は此の點に存するものと思はれる。即ち左傳に於ては契の實際に教へたるものを述べ、孟子は之を更に當時の社會道德國家道德に該當せしめて説いたのである。

## 五、律令に見ゆる五教

七四

日本令に「敦諭五教」とある五教は果して如何なる意味に五教を用ひたるものであるか、勿論唐令の影響に依つて採用した事は次の唐六典の文を見れば明かである。

〔唐六典卷三十京兆河南大原牧及都督制史之條〕常清肅邦畿、攷覈官吏、宣布德化、撫和齊人、勸課農桑、教諭五教

六典に於ても五教の説明が無い爲に如何なる意味に五教を用ひたかは不明である。そこで日本令の解釋を見るに令義解に

謂五教者五常之教、則父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、是也。(戸令義解)  
とあつて左傳の五教を擧げてゐる。又集解に

釋云五教尙書舜典云、慎徽五典、克從、孔安國注云、徽美也五典五常之教、父義、母慈、弟友、弟恭、子孝也。

とあつて何れも左傳の説を本とする孔安國の傳を引いてゐる。之は前述の通り契の五教としてはかくありしものと思はれるが、然し果して律令が五教をかくの如き意味に於てのみ採用したものであるか疑しい。唐は孟子を去る事千年に垂んとし、社會的にも國家的にも非常に複雑となり、思想界に於ても佛敎の傳來あり、道敎の勃興ありて益々複雑となり、單なる家庭道德の奨勵のみにして天下の太平を保つ事は不可能である。必ずや社會道德國家道德の必要を認めてゐた事は明かである。又我國に於ても既に聖德太子十七箇條憲法に於て君臣道德社會道德が唱へられて國家意識、社會意識が明かに示され、又

大化改新に於ては、氏族制度の破壊に依て一層國家社會の意識は明瞭となつたものと思はれる。故に其後の律令制定時代には十分に國家道德社會道德の必要を認めてゐた事は律令の文に依つても證明せられる。故に律令の五教も國家道德、社會道德をも含んだ孟子の五倫の意味の五教を本旨としたものではないかと思はれる。令文中には孟子の五教に該當する道德が多く見受けられるのである。先づその一つとしては、最初に擧げた令文中には家族道德は云ふ迄もない事、忠信、異行清白等の社會道德實行者をも進擧し悖禮、亂常不奉法令者をも罰してゐる。その文の構造を見るに先づ國司は五教を諭し、然る後、教に従ふ者は之を賞し、従はざる者は之を罰する順序となつてゐる。之れ政治を行ふ自然の順序である。教へ諭すものは唯五教のみであるに對し賞罰を受ける文には家庭道德、社會道德、國家道德が含まれてゐる。之に依つて教ゆる所の五教にも社會道德、國家道德の含まれてゐる事を豫想するものである。賞せられた者は特に次の如き特典を受くるのである。

凡孝子順孫、義夫節婦、志行聞於國郡者、申太政官奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、有精誠感通者加優賞。(賦役令)

進擧された者の中、特に孝子順孫義夫節婦なる者は、賞の結果として課役を免ぜられる同籍者もその恩典に浴するのである。此の文に於て特に注意すべきは義夫節婦の語であつて明かに夫婦道德が示されてゐるのである。左傳の五教説には云はざる夫婦の道を示し、所謂孟子の夫婦有別の思想を極度に強調して、孝子順孫と對等の地位を與へてゐる。然も令文中には、父の義、母の慈を述べ或は賞する所の文は何處にも見當らないのに對し、夫と婦の兩者を出して偉大なる特典を與へてゐる事は、家族道德上からも大

いに注意すべき事である。又律令中には結婚制度に就いて詳細に規定し、夫婦關係が家族道德の重要な地位を占め、却て兄弟の關係よりも重きをなしてゐるのである。かゝる點を以て律令の五教中に孟子の五教の意の存する第二の論點とすることが出来る。次に孟子の五教の言をそのまゝ用ひたものが學令中に次の如く見えてゐる。

凡學生在學、各以長幼爲序。

此の語は孟子の長幼の語とは唯爲と有との相違のみで意味に於ては何等の相違もない。こゝに用ひたる長幼之序は全く社會的の意味に用ひられてゐる。長幼に就いては論語にも子路曰不仕無義、長幼之節不可廢也(子微)と見えてゐるが長幼と序とを關係せしめて述べたのは孟子が最初であると思ふ。其の後に於ては長幼之序を説けるものは多く見受けられる。その一例として禮記に

庶子之正於公族者、教之以孝悌睦友子愛、明父子之義長幼之序。(禮記文王世子)

とある。禮記中には尙此の外にも見えるか省略する。律令中の長幼の序も亦孟子の五教より採りて、特に學令に用ひたものと思はれる。左傳の五教は兄弟の道を説くも長幼之序とは概念に於て相違してゐる。之を以て第三の論點とする事が出来る。律令中には孟子の朋友信の事は直接述べてゐないが社會道德、對己的道德として忠信の語を以て諸所に述べてゐる。その一例としては前掲の文中にも進擧される資格として忠信が擧げられてゐる。又孟子の君臣有義の語も律令中に直接には述べられてはゐないが儀制令公式令等に於て十分君臣關係を述べてゐる事は國家道德の章に述べた通りである。

以上述べた所に於て律令中の五教の意味は、孟子の五教の意味に用ひたものであると信するのである。一

歩を譲り律令の五教が孟子の五教の意味でないにしても律令に於ける道德體系は孟子の五教説を以て中心とし、必要に應じ種々なる徳目を附加して組織したものと云ひ得るのである。即ち父子有親、夫婦有別を以て家族徳道を中心とし、長幼順序と朋友有信を以て社會道德の中心とし、君臣有義を以て國家道德の中心となしてゐるのである。換言すれば五倫の道なる儒教道德の體系を以て律令の道德を體系づけたのである。かく見る時に實に我が國民道德は組織體系に於て如何に儒教道德の影響を受けたかと云ふ事を律令を通して見た丈でも知る事が出来るのである。

(終り)

## 楚辭遠遊篇作成年代考

上 島 一 夫

一、

所謂楚辭の一篇たる「遠遊」篇が、古來屈原の所作なりとして、多くの楚辭舊注家に認容せられ來つたのは、もと後漢の王逸の「楚辭章句」に、「遠遊者、屈原之所作也。」(「遠遊序」)と云へるに基付けるものではあらうが、併し遠遊は、其の行文の態様に於いて、離騷に倣ひこそすれ、其の詞意・文義に於いては、離騷・九章等、眞正の屈原辭賦に咏出せられたる彼の口吻志意と、殆ど全く相反して、宛かも別手に出づるが如き趣を呈示せるが故に、王逸説を墨守遵奉せる諸注家も、こゝに稍々疑惑を懷かざるを得